

# 所有者変更記録

## 手続順序

窓 口		必 要 書 類 等
支局	1階	所有者変更記録申請書(1号様式)



支局	1階	5番	受 付
		4番	交 付 (新しい一時抹消登録証明書)

# 必要書類

## こちらでそろえるもの

- ① 申請書（1号様式）
- ② 手数料納付書（無料）

## お持ちいただくもの

- ③ 登録識別情報等通知書又は一抹消登録証明書もしくは自動車検査証返納証明書
- ④ 譲渡証明書（譲渡人の実印を押印）
- ⑤ 新所有者の住所を証する書面  
住民票、登記事項証明書等 【3ヶ月以内、コピー可】
- ⑥ 本人申請の場合は印鑑
- ⑥ 委任状（新所有者の押印）

※ 有料ですが、代書コーナーもあります。

## 登録業務受付時間

曜日 \ 区分	午 前	午 後
平日（月～金曜）	8：45～11：45	13：00～16：00

（注）土曜日、日・祝日、年末年始は業務を取り扱っていません。

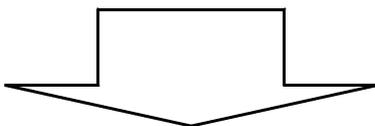
# 一時抹消登録後の解体届出

【自動車重量税の還付申請を伴うもの】

## 手続順序

窓 口		必 要 書 類 等
支 局	1 階	解体届出書（3号様式の3）

※ 自動車重量税還付申請は、解体を事由とする解体届出の手続きと同時に行わなければなりません。



支 局	1 階	5 番	受 付
		4 番	交 付 (自動車重量税還付申請書付表1)

# 必要書類

## こちらでそろえるもの

① 届出書（3号様式の3）

※届出書には移動報告番号、解体報告記録がなされた日付及び振込先口座番号、電話番号等の記載が必要となります。

② 手数料納付書（無料）

## お持ちいただくもの

③ 登録識別情報等通知書又は一時抹消登録証明書

④ 所有者本人申請の場合は印鑑

④ 委任状（所有者の印鑑を押印）

ア) 永久抹消登録申請及び重量税還付申請に関する委任状

イ) 代理受領の場合、重量税還付金の受領権限に関する委任状

⑤ 譲渡証明書及び新所有者の氏名住所を証する書面【コピー可】  
（届出者が一時抹消登録証明書に記載されている所有者と異なる場合）

⑥ 代理人の印鑑

（注1）一時抹消登録証明書に記載されている所有者の住所・氏名等に変更がある場合は、その変更の関連を証明する 住民票、登記事項証明等が必要です。

※ 有料ですが、代書コーナーもあります。

## 登録業務受付時間

曜日 \ 区分	午 前	午 後
平日（月～金曜）	8：45～11：45	13：00～16：00

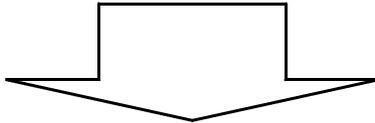
（注）土曜日、日・祝日、年末年始は業務を取り扱っていません。

# 一時抹消登録後の解体届出

【自動車重量税の還付申請を伴わないもの】

## 手続順序

窓 口		必 要 書 類 等	
支 局	1 階		解体届出書（3号様式の3）



支 局	1 階	5 番	受 付
		4 番	届出処理完了の確認

# 必要書類

## こちらでそろえるもの

① 届出書（3号様式の3）

※ 届出書には移動報告番号、解体報告記録がなされた日付が必要となります。

② 手数料納付書（無料）

## お持ちいただくもの

③ 登録識別情報等通知書又は一時抹消登録証明書

④ 所有者本人申請の場合は印鑑

④ 委任状（所有者の印鑑を押印）

⑤ 譲渡証明書及び新所有者の氏名住所を証する書面【コピー可】  
（届出者が一時抹消登録証明書に記載されている所有者と異なる場合）

（注）一時抹消登録証明書に記載されている所有者の住所・氏名等に変更がある場合は、その変更の関連を証明する 住民票、登記事項証明等が必要です。

※ 有料ですが、代書コーナーもあります。

## 登録業務受付時間

曜日 \ 区分	午 前	午 後
平日（月～金曜）	8：45～11：45	13：00～16：00

（注）土曜日、日・祝日、年末年始は業務を取り扱っていません。

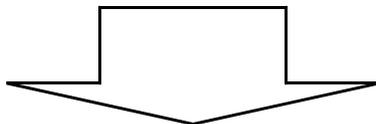
# 輸出予定届出証明書交付申請

【大型特殊、被けん引自動車を除く】

## 手続順序

窓 口			必 要 書 類 等
隣 建物	1 階	1 0 番	手数料印紙（350円）

- ・ 申請書には輸出予定日の記載が必要となります。
- ・ 輸出予定日の6ヶ月前から輸出するときまでに申請して下さい。



支 局	1 階	5 番	受 付
		4 番	交 付（輸出予定届出証明書）

# 必要書類

## こちらでそろえるもの

- ① 申請書（3号様式の2）
- ② 手数料納付書（350円）

## お持ちいただくもの

- ③ 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）
- ④ 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）の所有者の印鑑
- ⑤ 委任状

(注1) 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）に記載されている所有者の住所・氏名等に変更がある場合は、その変更の関連を証明する住民票、登記事項証明書等が必要です。（所有者変更記録が必要）

(注2) 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）の所有者と輸出を行う者が相違する場合は、同時に輸出を行う者への所有者変更記録が必要です。

※ 有料ですが、代書コーナーもあります。

## 登録業務受付時間

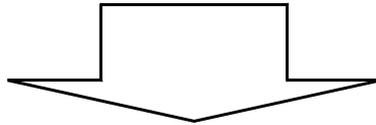
曜日	区分	午前	午後
平日（月～金曜）		8：45～11：45	13：00～16：00

(注) 土曜日、日・祝日、年末年始は業務を取り扱っていません。

# 輸出抹消仮登録証明書 輸出予定届出証明書 ) 返納届出

## 手続順序

窓 口			必 要 書 類 等
隣 建 物	1 階	1 0 番	手数料印紙（350円） （輸出抹消仮登録の返納の場合。 <u>輸出予定届出返納は無料</u> ）



支 局	1 階	5 番	受 付
		4 番	交 付（一時抹消登録証明書）

# 必要書類

## こちらでそろえるもの

- ① 届出書（3号様式の2）
- ② 手数料納付書

\*輸出抹消仮登録証明書の返納は「350円」

\*輸出予定届出証明書の返納は無料。

## お持ちいただくもの

- ③ 輸出抹消仮登録証明書 又は 輸出予定届出証明書
- ④ 証明書の所有者の印鑑
- ④ 委任状（証明書の所有者の押印）

※ 有料ですが、代書コーナーもあります。

## 登録業務受付時間

曜日 \ 区分	午 前	午 後
平日（月～金曜）	8：45～11：45	13：00～16：00

（注）土曜日、日・祝日、年末年始は業務を取り扱っていません。